

特産品プロモーション事業

税関空港活性化プロモーション業務

業務委託仕様書

1 業務名 税関空港活性化プロモーション業務
(平成 29 年度沖縄振興特別推進交付金事業)

2 趣旨・目的

本市の南ぬ島石垣空港が、平成 29 年 4 月に国際貨物の輸出入を直接できる「税関空港」として、全国で 31 番目、県内では那覇空港に次いで指定された。このことにより、現在就航する香港や台湾に向けて輸送コストや輸送時間を短縮して、本市の特産品を直接運べるのが可能になった。本業務は、税関空港としての機能を発揮して特産品等の国外への販路開拓や流通の活発化による地域振興を目指すことを目的とする。税関空港活性化戦略の立案、流通課題の調査、特産品のプロモーションなどに取り組む。このことによって、南ぬ島石垣空港からの航空輸出を常時展開できる状態の構築を目指す。

3 委託業務の内容

3-1 好感度および流通可能性のリサーチ

香港において物産催事の開催や商社、小売店、飲食店へアプローチして、本市の特産品に対する好感度および流通可能性などの市場リサーチを行うこと。

- (1) 物産催事開催やリサーチ等にかかる手配、管理運営業務全般を行うこと
- (2) 物産催事やリサーチにかかる場所代、マネキン、通訳、什器等の手配運営を行うこと
- (3) 物産催事やリサーチについて、本市内で事業者向け説明会を開催すること
- (4) 出品事業者、商品の取りまとめや支援を行うこと（集荷、通関業務、ラベル作成等）
- (5) 催事等開催にかかる香港現地での広報および商品紹介ツール制作を行うこと
- (6) 購買者アンケート等の実施、売り上げ記録等を収集すること
- (7) 本市と協議のうえ、本市特産品のブランディングロゴ等の設定や活用を図ること
- (8) 商品への評価や石垣島のイメージに関する評価収集
- (9) 流通に関心を持つ販路での商談サポート
- (10) 商談マッチングの課題や方策の整理
- (11) 本市との協議のうえで、南ぬ島石垣空港からの輸出、通関手続き、香港での催事会場等への輸送手配等も委託範囲に含むことを想定すること

3-2 税関空港活性化戦略の立案

- (1) 上記 3-1 の調査結果も含めて、南ぬ島石垣空港からの香港や台湾向けの輸出戦略の方策について、現状整理、課題抽出や施策立案をすること。
- (2) 南ぬ島石垣空港からの海外輸出の手引きを市内事業者向けに整理すること
- (3) 海外輸出の推進を図る商品リスト、商品開発、デザイン等を調査すること
- (4) 本市内に海外輸出における商社的機能が見出せるよう体制や仕組みを検証、提案すること
- (5) 税関空港の活用を推進するうえでの保税エリアの整備方法や課題を明らかにす

ること

- (6) 台湾向けの輸出戦略についても調査および提案すること
- (7) 石垣市が実施する関係機関連絡会等の資料作成等を支援すること
- (8) 税関空港活性化に資する取り組み施策等をまとめること

4 成果目標

- (1) 今年度 500 キロ以上の物産等の輸出を目指す
- (2) 南ぬ島石垣空港からの航空輸出を常時展開できる状態の構築を目指す

5 受託者の資格等

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 本仕様書の実施に記載する業務を遂行する能力を有するもの。

6 委託期間

契約の日から平成 30 年 3 月 27 日までとし、期間内に事業を完了すること。

7 成果品

- (1) 上記 3-1～3-2 までを取りまとめた調査結果報告書：製本 30 部
- (2) 市内事業者向けに配布できる海外輸出のための手引きチラシ：製本 200 部
- (3) 上記 (1)、(2) を格納した電子データ：1 部

8 委託予定額

¥8,500,000 (税別)

9 業務の適正な実施に関する事項

(1)市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜報告して調整を図ること。

①資料の提出及び説明等の協力について

本業務は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであるため、交付金の適正執行を証明する資料の作成が必要となる。市から依頼があれば速やかに対応すること。

②その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに応じること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、本事業の業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを市が認めたときはこの限りでない。

(3)個人情報情報の取扱

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、石垣市個人情報保護条例(平成 13 年 12 月 21 日条例第 24 号)、石垣市個人情報保護条例施行規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 5 号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏

えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本事業の業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作権

本業務により作成された成果品に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。本業務の中で使用する画像などで、既に他の者が所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。

10 協議

本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者双方の協議により定めることとする。